

## 国民健康保険税率改定の考え方（令和 7 年度課税）

令和 6 年 5 月 1 日作成

- ① 「埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）」に基づき、令和 8 年度までの赤字の解消を目指しています。このため、「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」（令和 6 年 3 月改定）では、保険税率設定の見直しにより、令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度において、それぞれ約 3 億 3 千万円の赤字解消・削減に取り組むこととしています。
- ② 課税限度額については、これまで本市が実施している通り、課税年度（令和 7 年度）の前年（令和 6 年度）の法定限度額と同額とします。  
【支援金等分：22 万円 → 24 万円】  
※令和 8 年度までに、課税年度の法定限度額とすることを目指します。
- ③ 令和 7 年度の改定にあたっては、各区分での令和 6 年度標準保険税率との乖離を解消するよう、均等割額及び所得割率を見直します。
- ④ 令和 9 年度の保険税水準の準統一に向け、保険税が急激に増加しないよう段階的に標準保険税率（毎年度県から示される）に近づけていくこととします。
- ⑤ 応能割（所得割）と応益割（均等割）の賦課割合については、「埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）」において目標としている、53 対 47 へと段階的に移行します。

○現行税率（賦課割合は令和6年度予算積算時の見込み）

| 区 分                                        | 所得割税率                         | 均等割額                                 | 賦課割合<br>(応能応益比率) |
|--------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 医療分（基礎課税分）                                 | 7.25%<br>(7.10%)              | 31,000 円<br>(42,123 円)               | 60.0 : 40.0      |
| 後期高齢者支援金等分                                 | 2.40%<br>(2.87%)              | 11,200 円<br>(16,573 円)               | 57.9 : 42.1      |
| 介護納付金分                                     | 2.00%<br>(2.38%)              | 13,600 円<br>(16,835 円)               | 53.8 : 46.2      |
| 医療分、支援金等分<br>及び介護分の合計<br>(40歳以上65歳未満の被保険者) | 11.65%<br>(12.35%)<br>差▲0.70% | 55,800 円<br>(75,531 円)<br>差▲19,731 円 | 59.0 : 41.0      |
| 医療分と支援金等分の合計<br>(上記以外の被保険者)                | 9.65%<br>(9.97%)<br>差▲0.32%   | 42,200 円<br>(58,696 円)<br>差▲16,496 円 | 59.4 : 40.6      |

( ) 内は令和6年度標準保険税率